

指定特定相談支援に要した交通費の支払い同意書

越谷市障害者相談支援センター「しらこぼと」運営規程第8条第2項の規定に基づき、通常の事業実施地域（越谷市）を越えて行う指定特定相談支援に係るサービス（以下「相談支援」という。）に要した交通費の支払いについて、下記の通り説明を受け、同意しました。

記

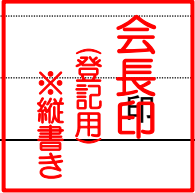
- 1 通常の事業の実施地域を越えて行う相談支援に要した交通費は、その実費を利用者が事業者を支払います。
- 2 自動車等を使用した場合の実費は、通常の事業の実施地域を越えてから片道概ね10キロメートル未満については500円とし、それ以降1キロメートル増すごとに50円を加算します。
- 3 前項の実費負担額は、1か月ごとに計算し翌月末日までに、利用者が事業者を支払います。

上記の説明を受け、同意を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各1通を保有するものとします。

平成 年 月 日

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印

事業者	所在地	〒343-0813 越谷市越ヶ谷四丁目1番1号	
	法人名	社会福祉法人 越谷市社会福祉協議会	
	代表者名	会長 杉本 昭彦	
	所在地	〒343-0011 越谷市増林5830番地4	
	事業所名	越谷市障害者相談支援センター「しらこぼと」	
	説明者氏名	相談支援専門員 ○ ○ ○ ○ 印	